



2023年12月28日

各 位

会社名 滝沢ハム株式会社
代表者 代表取締役社長 瀧澤 太郎
(コード番号 2293 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役管理本部長 山口 輝
電話番号 0282-23-5640

当社に対する訴訟の判決及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、株式会社シンコウフーズ（埼玉県鶴ヶ島市）と、スターゼン株式会社（東京都港区港南2-5-7）が共同又は単独で当社に対して提起した訴訟（以下、「本件訴訟」とする。）について、2023年12月27日に知的財産高等裁判所により判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、当社の2024年3月期第3四半期累計期間において、下記のとおり特別損失を計上することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起・判決のあった年月日及び裁判所

- (1) 訴訟の提起：2018年11月19日、2020年6月12日
- (2) 判決日：2023年12月27日
- (3) 裁判所名：知的財産高等裁判所

2. 訴訟を提起した当事者

- (1) 名称 株式会社シンコウフーズ
スターゼン株式会社
- (2) 本店所在地 埼玉県鶴ヶ島市
東京都港区港南2-5-7

3. 事件名及び請求金額

- (1) 事件名 特許侵害差止請求事件・損害賠償請求事件
- (2) 請求金額 8億42百万円及びこれに対する遅延損害金

4. 訴訟に至った経緯

当社が製造・販売する炭火焼ローストビーフ・国産牛ローストビーフについて、株式会社シンコウフーズが保有する特定加熱食肉製品の製造方法に関する特許権（特許第5192595号）を侵害するとして、2018年11月19日、特許権者である株式会社シンコウフーズ及び同特許権の使用許諾を受けているスターゼン株式会社から当社に対し、東京地方裁判所に当該製品の製造・販売等の差止請求及び損害賠償請求訴訟が提起されました。また、2020年6月12日に株式会社スターゼンが当社に対して、上記特許権の侵害を主張して当社の製造販売する別の炭火焼ローストビーフに関連して東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しました。前者の訴訟は2022年4月8日に、後者の訴訟は同年5月26日に請求棄却の判断が下され、その後、いずれも控訴がなされ控訴審が知的財産高等裁判所に係属中となっております。

5. 判決の概要及び特別損失の内容

知的財産高等裁判所は、2023年12月27日に、株式会社シンコウフーズ及びスターゼン株式会社の請求を一部認容し、当社に対し、当社の特許権侵害行為の差止め及び合計37百万円とこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は速やかにこれを支払い、訴訟損失として44百万円を特別損失に計上する予定であります。

なお、当社に対する差止請求が認容されていますが、当社は、2020年2月に訴訟の対象となった製品の製法を変更し、現在製造・販売している製品の中で上記特許に抵触する製品はありません。

6. 今後の対応

知的財産高等裁判所の判決内容を精査し、最高裁判所に対する上告提起含め今後の対応について検討いたします。

7. 業績に与える影響

今後本件による影響含め、公表すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以 上